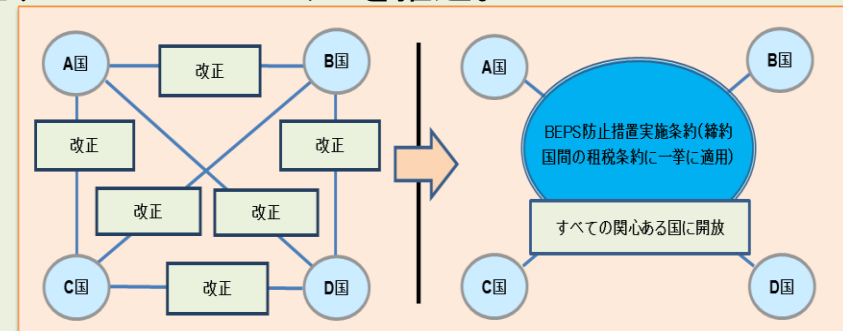


# BEPS(税源浸食及び利益移転)防止措置実施条約

## 背景

- **BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食及び利益移転)とは、多国籍企業が、国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、当該経済活動に係る税負担を軽減している問題。
- OECD/G20において、国際課税ルールを世界経済・企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるために国際課税ルールを包括的に見直すBEPSプロジェクトを推進。
- 本条約の目的は、BEPS防止措置のうち租税条約に関連するものを二国間の租税条約に効率的に導入すること。

➡ 2016年11月: 本条約の採択  
2017年6月: 我が国を含む67か国・地域が署名  
(2018年3月1日現在: 76か国・地域が署名済み。未発効(※)。)  
(※) 発効要件5か国・地域。2018年3月1日現在、4か国・地域が締結済み。



## 主な内容

- ◆ 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、以下の2つ。
  - (1) **租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置**
    - ① 租税条約の特典(投資所得に対する源泉地国における課税の減免規定等)の濫用の防止規定を設ける。(第7条)
    - ② 進出先国における事業拠点が恒久的施設と認定されることを人為的に回避するという租税回避行為に有効に対処するための規定を設ける。(第12条、第13条)
  - (2) **二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置**

租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとする。(第五部、第六部)

## 早期締結の必要性

- BEPSプロジェクトはグローバルに協調して迅速に実施することでその真価を発揮するところ、BEPSプロジェクトを先導してきた我が国としても、その成果の実施に向けて適切に対応していく必要がある。